

平成23年台風12号による被害に係る災害復旧に関する緊急要望

去る8月31日から9月6日にかけて襲来した台風12号により、日本各地は猛烈な雨に見舞われた。特に紀伊半島では、降り始めからの総雨量が1,800^ミを超える記録的大雨となり、河川の氾濫、大規模な土砂崩れ等が発生し、多くの死者・行方不明者が出ている。また、家屋の倒壊・流出、ライフラインの断絶、農林地の崩壊、集落機能の喪失等住民生活や地域産業に甚大な被害をもたらした。

被災町村は、救助活動や復旧作業に総力をあげて取り組んでいるが、鉄道、道路の寸断、電話等通信網の途絶が大きな障害となっている。また、災害復旧に係る地方負担の増嵩に伴う町村財政の圧迫が懸念される。

よって国は、下記事項を早急に実現するよう強く要請する。

記

1. 行方不明者の捜索・救助、孤立者の支援に全力を尽くすこと。
2. 土砂ダムの決壊防止等、二次災害や再度災害に備えた対策を早急に講じること。
3. 上下水道・電気・ガス等のライフライン、道路・橋梁・鉄道等の社会基盤、電話等の各種通信施設の全面復旧を早急に行うこと。

4. 激甚災害として早期に指定すること。
5. 復旧・復興に要する経費について、予備費支出や第3次補正予算で積極的に対応すること。
6. 特別交付税による十分な措置を講じるとともに、「大規模災害等の発生時における特例交付」を行うこと。
7. 被害を受けた中小企業や農林水産業に対する特別の支援措置を講じること。
8. いかなる災害時においても途絶しない、耐災害性の高い情報通信システムを構築すること。
9. 孤立可能性のある集落に衛星携帯電話等を緊急に整備すること。
10. 地域の実情を踏まえた集落再生への取り組みを強力に支援すること。

平成23年9月15日

全国町村会長
藤原忠彦